

○鋸南町住宅取得奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内に定住する意思を持って新築住宅を取得した者に対し、鋸南町補助金等交付規則（昭和51年鋸南町規則第5号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において奨励金を交付することにより、本町への定住促進及び地域経済の活性化を図り、もって活気にあふれた地域社会を築くことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新築住宅 自己の居住の用に供するために町内に新たに建設された一戸建て住宅若しくは併用住宅（建替えを含む。）又は購入された住宅であって、その建設後使用されたことのないもののうち、その建設工事の完了の日から起算して1年以内のものをいう。
- (2) 定住 相当の期間居住する意思を持って、自己又は同居する者の所有（共有を含む。）する住宅に住居を定め、かつ、当該住宅の所在地が住民基本台帳法に基づく本町の住民基本台帳に記録されており、生活実態があることをいう。
- (3) 転入者 定住するため他の市区町村から本町に転入したもので、転入する日前3年間、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本町の住民基本台帳に記録されたことがない者、又は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律第4条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づく本町の外国人登録原票に登録されたことがない者をいう。
- (4) 居住用面積 居間、寝室、台所その他の専ら居住の用に供する部分の面積をいう。
- (5) 子供世帯 奨励金対象住宅の認定申請時に、満18歳以下の子供を持つ世帯をいう。

(対象新築住宅)

第3条 奨励金の交付の対象となる新築住宅（以下「対象新築住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建築士の設計による住宅であって、建築基準関係規定及びその他関係法令等に準拠している住宅であること。
- (2) 平成24年4月1日以後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証の交付を受け、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の交付を受けていること。ただし、建築基準法第6条第1項第2号又は第3号以外の住宅であって、建築基準法第6条第1項第4号により指定される区域以外の区域にあっては、この限りでない。
- (3) 居住用面積が70平方メートル以上であること。

(交付対象者)

第4条 奨励金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、対象新築住宅を建築し、又は購入した者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 奨励金の交付申請時において、対象新築住宅に定住していること。
- (2) 対象新築住宅の登記事項証明書において、2分の1以上の所有権を確認できること。
- (3) 奨励金の交付申請時において、申請者及び同居している者に町税等の滞納がないこと。
- (4) この告示の規定による奨励金を過去に受け取ったことがないこと。
- (5) 平成30年3月31日までに奨励金の交付の決定を受けることができるものであること。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、別表に定めるとおりとする。

(奨励金対象住宅の認定申請)

第6条 交付対象者は、奨励金の交付に係る新築住宅について、あらかじめ奨励金対象住宅として認定を受けなければならない。

2 交付対象者は、前項の認定を受けようとするときは、対象新築住宅に係る建築確認の日（建築基準法第6条第1項第2号又は第3号以外の住宅であって、建築基準法第6条第1項第4号の規

定により指定される区域以外の区域にあつては、同法第15条における工事届の届出日、売買契約の場合は、当該売買契約の締結日から2ヵ月以内に住宅取得奨励金対象住宅認定申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添え、町長に申請しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合で、町長が特に認める場合にあつては、この限りでない。

- (1) 交付対象者及び同居を予定している者の住民票の写し
- (2) 転入及び定住を予定している者にあつては、戸籍の附票の写し
- (3) 工事請負契約書または売買契約書の写し
- (4) 居住用面積が明らかになる図面及び計算書
- (5) 建築士免許証の写し
- (6) 建築確認済証の写し

（建築基準法第6条第1項第2号又は第3号以外の住宅であつて、建築基準法第6条第1項第4号の規定により指定される区域以外の区域にあつては、工事届の写し）

- (7) 定住誓約書（別記第2号様式）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 前項の規定による申請は、転入届出以前においても、行うことができるものとする。
（奨励金対象住宅の認定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは住宅取得奨励金対象住宅認定通知書（別記第3号様式）により、認定できないときは住宅取得奨励金対象住宅不認定通知書（別記第4号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

（奨励金の交付申請）

第8条 交付対象者は、奨励金の交付を受けようとするときは、住宅取得奨励金交付申請書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添え、町長に申請しなければならない。

- (1) 申請する者及び同居している者の住民票の写し（第6条の規定による認定申請時から変更のあつた場合に限る。）
- (2) 町税等納付状況調査同意書（別記第6号様式）
- (3) 登記事項証明書その他の書類であつて、新築住宅の所有者がわかるもの
- (4) 居住用面積が明らかになる図面及び計算書（第6条の規定による認定申請時から変更のあつた場合に限る。）
- (5) 建築完了検査済証の写し（ただし、建築基準法第6条第1項第2号又は第3号以外の住宅であつて、建築基準法第6条第1項第4号の規定により指定される区域以外の区域にあつては、建築工事完了報告書（別記第12号様式）とする。）
- (6) 住宅取得奨励金対象住宅認定通知書（別記第3号様式）の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、対象新築住宅の建設完了の日から1年以内にしなければならない。
（奨励金の交付決定）

第9条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは住宅取得奨励金交付決定通知書（別記第7号様式）により、奨励金を交付しないときは住宅取得奨励金不交付決定通知書（別記第8号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

2 前項の規定による住宅取得奨励金交付決定通知書をもって、交付額の確定の通知とみなすものとする。

（奨励金の交付請求）

第10条 前条第2項の規定により交付額の確定を受けた者が、奨励金の交付を請求しようとするときは、住宅所得奨励金交付請求書（別記第9号様式）により町長に請求しなければならない。

（交付決定の取り消し等）

第11条 町長は、第9条第1項の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が奨励金の交付を不適当と認めるとき。

2 町長は前項の規定により交付の決定を取り消したときは、住宅取得奨励金交付決定取消通知書（別記第10号様式）により、当該交付の取り消した者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第12条 町長は、前条第1項の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に奨励金を交付しているときは、当該奨励金の全部または一部を返還させることができる。

2 町長は、前項の規定により奨励金を返還させようとするときは、住宅取得奨励金返還通知書(別記第11号様式)により、当該奨励金を返還すべき者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、町長が定める期日までに奨励金を町長に返還しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年2月15日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は平成30年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成24年7月2日鋸南町告示第30号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

別表 (第5条関係)

種別	申請者	対象住宅	奨励金額
A	転入者	町内建設業者により建設されたもの	70万円 (100万円)
B		町外建設業者により建設されたもの	40万円 (70万円)
C	町内居住者	町内建設業者により建設されたもの	50万円 (80万円)
D		町外建設業者により建設されたもの	20万円 (50万円)

※1 町内建設業者とは建設業法第2条第3項に規定する建設業者又は同法第3条第1項ただし書に規定する軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者で、法人については町内に本・支店があり、個人については町内に主たる事業所がある業者とする。

※2 () は子供世帯特別加算がされた場合の奨励金額

*認定申請時に18才以下の子供を持つ世帯

別記第1号様式 (第6条関係)

別記第2号様式 (第6条関係)

別記第3号様式 (第7条関係)

別記第4号様式 (第7条関係)

別記第5号様式 (第8条関係)

別記第6号様式 (第8条関係)

別記第7号様式 (第9条関係)

別記第8号様式 (第9条関係)

別記第9号様式 (第10条関係)

別記第10号様式 (第11条関係)

別記第11号様式 (第12条関係)

別記第12号様式 (第8条関係)